

税金
トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEKIN
TREND

活用してみませんか
地方創生応援税制

企業版ふるさと納税はダブルでお得

令和6年8月30日公表された企業版ふるさと納税に係る令和5年度寄附実績によると、令和5年度の寄附額は470億円と前年の約1.4倍、件数は14,022件で約1.7倍、寄附企業数は7,680社で約1.6倍に拡大しました。これにより、企業のノウハウ・アイデアや人材を生かした新たな地方創生の取組が全国各地で生まれ、震災被害に遭った地域の支援にも大きく寄与しています。企業は寄附によって法人税や地方税の控除を受けるだけでなく、地域の発展に直接寄与し、企業イメージの向上にもなる「企業版ふるさと納税」。地域と企業、双方に利益をもたらすこの制度は、今後さらに関心が高まるでしょう。



1 企業版ふるさと納税 制度のポイント

① 実質的な企業の負担は約1割

損金算入による軽減効果が寄附額の約3割と合わせて、税額控除が寄附額の最大6割により、最大で約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。

【例】1,000万円寄附すると

最大約900万円の法人関係税が軽減

- ①法人住民税……寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税……………法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税……寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

② 寄附額の下限は10万円

1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。

③ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外

本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外です。本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。

④ 地方公共団体から寄附企業への経済的な見返りは禁止

寄附の見返りとして、地方公共団体から経済的利益を受けてはいけません。

【例】

- 寄附の見返りとして補助金を受け取ること
- 寄附を行うことを公共事業の入札参加要件にすること
- 寄附活動事業により整備された施設を専属的に利用すること
- 商品券やプリペイドカードなど換金性の高い商品を受け取ること

※地方公共団体の広報誌やホームページなどでの寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た上での地方公共団体との契約は問題ありません。

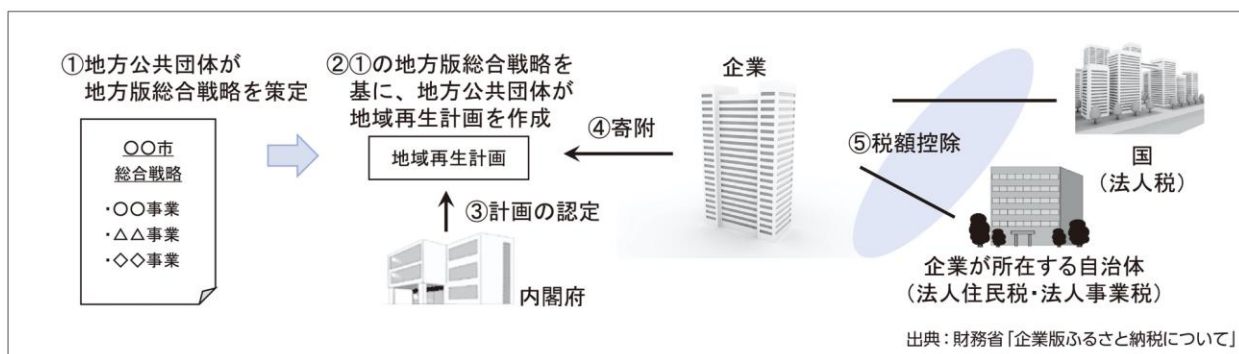
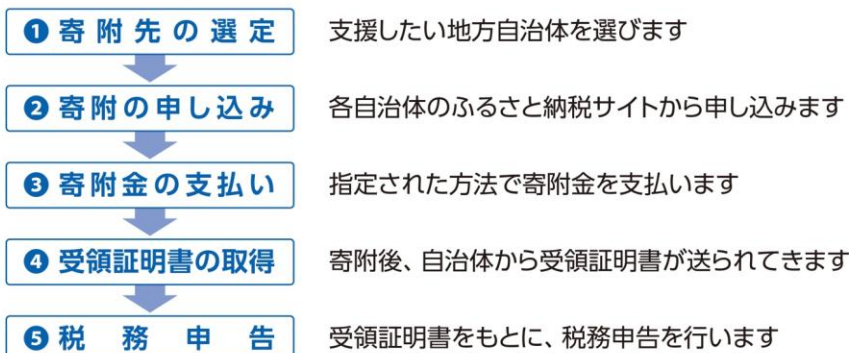
⑤ 対象とならない地方公共団体がある

次の都道府県、市区町村への寄附については、制度の対象となりません。

- 地方交付税の不交付団体である都道府県…東京都
- 不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村

※地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数：46道府県 1,613市町村(令和6年8月19日時点)

2 手続きの流れ



3 人材育成にも繋がる企業版ふるさと納税(人材派遣型)

令和2年10月13日創設された「企業版ふるさと納税人材派遣型」は、専門的知識やノウハウを有する企業の人材を、地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図るものです。当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体

の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等に採用される場合など人件費相当額を含む事業費への寄附により、経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができます。



【参考サイト】

- 地方創生推進事務局 企業版ふるさと納税ポータルサイト
https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html
- 財務省 企業版ふるさと納税について
<https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/content/003/2021100403.pdf>



政府主催のマッチング会などをきっかけに寄附に繋がる事例もあります。気になる自治体に、是非、アクセスしてみてください。